



報道機関 各位

記者発表資料

平成30年7月23日（月）

問合せ先：都市経営戦略部

副参事：池田

担当：井上・亀井

電話：829-1064

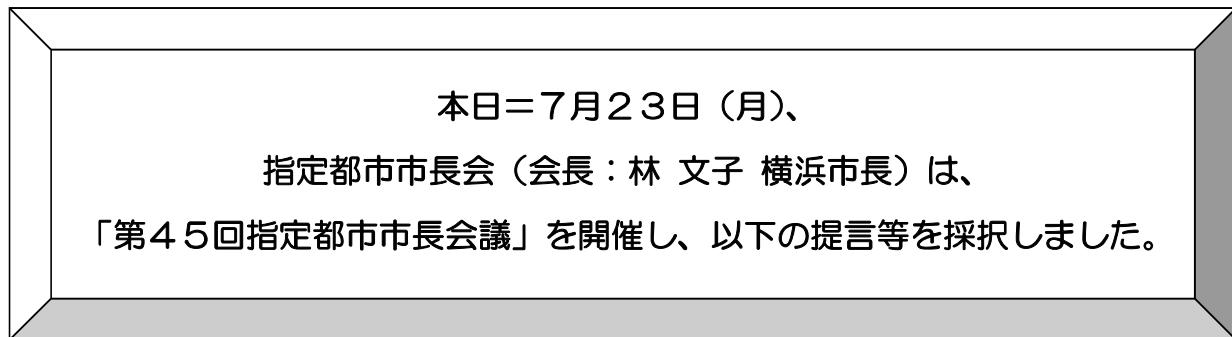
内線：2145

「第45回指定都市市長会議」の開催結果について

本日、東京都内で開催された「第45回指定都市市長会議」の開催結果につきましてお知らせいたします。

記 者 発 表 資 料
平成 30 年 7 月 23 日
指 定 都 市 市 長 会

報 道 機 関 各 位



«採択した要請等»

- (1) 平成30年7月豪雨による被害への対応に関する指定都市市長会要請
- (2) 大都市における地震等への災害対策や復旧・復興に関する指定都市市長会提言
- (3) 性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度を含めた取組の強化に関する指定都市市長会要請
- (4) 「国際的なスポーツ大会の誘致」に関する指定都市市長会要請
- (5) 地域における外国人材の更なる活躍に向けた取組の推進に関する指定都市市長会提言
- (6) 憲法における地方自治規定のあり方等に係る指定都市市長会提言
- (7) 路線バス等の地域公共交通の維持・確保に向けた指定都市市長会提言

※ 詳細は、別添資料をご覧ください。

問合せ先

指定都市市長会事務局（担当：尾田／小林） Tel 03-3591-4772

*7月23日（月）連絡先 Tel 080-3310-5249

平成30年7月豪雨による被害への対応に関する指定都市市長会要請

平成30年7月豪雨により、各地で、河川の氾濫、大規模な浸水、土砂崩れが発生し、多くの尊い人命を奪うとともに、負傷者や住家の損壊など、甚大な被害をもたらしました。

こうした中、被災地では、被災者支援を行うとともに、被災状況の把握と応急的な対応に全力を挙げて取り組んでいるところですが、被災地の住民が一日も早く日常の生活を取り戻すためには、国の復旧・復興に向けた緊急かつ重点的な支援が不可欠です。

このため、国においては、被災地の一日も早い復旧・復興に向けた取組を強化、加速していただくとともに、下記の事項について、迅速かつ万全な措置を講じていただきますよう要請します。

1 被災者の生活再建への支援

被災地の住民が一日も早く日常の生活を取り戻すため、必要となる各種支援制度について、十分な財政措置を講じること。

また、被災者の生活の基盤となる仮住宅の提供について、被災の程度にかかわらず、被災家屋が実質的に居住困難となっている場合には居住が可能になるまでの間の所要経費を災害救助費の対象経費とするなど、災害救助法をはじめとした各種法令の弾力的な運用を行うこと。

なお、各種支援制度の適用範囲等については地域間で格差が生じないよう配慮すること。

2 災害査定の早期実施と災害復旧事業の推進

災害復旧事業に早期に着手できるよう災害査定の簡素化を行うとともに、予算を確保すること。また、原形復旧だけではなく防災力を高めるための改良復旧を積極的に推進するため、原状復旧を行う災害復旧と同等の補助率の嵩上げなどの措置を講じること。

3 災害廃棄物の処理への支援及び民有地内堆積土砂等の撤去に係る包括的な国庫補助制度の整備

大量の災害廃棄物を処理するため、被災自治体が実施する災害等廃棄物処理事業に関する予算を確保すること。

また、民有地内の災害廃棄物及び堆積土砂等の撤去については、必ずしも、災害等廃棄物処理事業と都市災害復旧事業の一体的な利用ができるものとなっておらず、いずれも一連の作業の一部についてしか補助の対象とされていないため、省庁の垣根を越えた包括的な国庫補助制度を整備すること。

4 鉄道事業等の公共交通の早期復旧に向けた支援

被害を受けた鉄道事業等の公共交通について、早期に復旧できるよう、交通事業者等に対する特段の配慮を行うこと。

5 農林水産業や商工業の復興に向けた支援

農林水産業者については、農業共済金の早期支払いを行うなど、今回の被災により営農意欲の減退につながらないよう、営農再開に向け必要な支援をしっかりと行うこと。

商工業者については、今回の災害を理由とした事業廃止等を招かないように、特に小規模企業・中小企業の事業再開が迅速かつ円滑にできるよう、設備、通信機器の復旧や更新に対する支援等、特別の支援策を講じること。

6 観光産業に対する支援

夏から秋の行楽シーズンを迎えるにあたり、被災地への旅行需要を一日も早く回復させるため、風評被害を防止するための地域の現状に関する正確な情報発信と、誘客のための取組に対する支援を行うこと。

また、観光資源としても重要な国史跡等の文化財への被害に対して、修復に向けた早急な財政措置を講じること。

7 内水対策に係る再度災害防止のための予算制度の創設

内水浸水等による再度災害防止の観点から、内水浸水等に係る予算の大幅な増額を行うとともに、補助率のかさ上げ等も可能とする予算制度等を講じること。

8 河川改修の予算の大幅な増額

河川改修事業のうち、事業着手直前、あるいは事業計画区間内であるものの工事未着手箇所において破堤等による甚大な被害が発生していることから、河川改修事業に係る予算の大幅な増額を行い事業のスピードアップを図ること。

また、国が保有する排水ポンプ車の台数を増やし、緊急配備のより一層の柔軟な対応を可能とすること。

9 農業水利施設の応急対応に係る支援体制の充実

農業水利施設の中には、規模の大きなため池など、地方自治体の技術・人員・予算では災害時の迅速な応急対応が困難なものがあることから、専門家や技術者、機材等を派遣する制度を始めとする災害時応急対応に係る支援体制の更なる充実を図ること。

10 復旧・復興に向けた財政支援

被災自治体が行う応急対策や復旧・復興対策等及び被災地を支援した自治体に係る財政負担の軽減のため、国庫補助負担金の補助率等の引上げや対象範囲の拡大、特別交付税の増額配分など、十分な財政支援を講じること。

また、そのため必要な補正予算を国において編成すること。

**平成30年7月23日
指 定 都 市 市 長 会**

大都市における地震等への災害対策や復旧・復興に関する

指定都市市長会提言

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震は、4名の尊い命を奪うとともに、多くの負傷者や住家、道路等の都市インフラの損壊を生むなど、甚大な被害をもたらしました。

今回の地震ではブロック塀の安全確保や帰宅困難者対策など大都市ならではの課題も明らかになったことから、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害に備え、インフラ施設等の強靭化等、安全・安心を確保するための施策を推進する必要があります。

また、被害に遭われた方の早期の生活再建を進めるため、適切な支援が図られるよう、被災者の実態を踏まえた支援制度の見直しが必要となっています。

指定都市市長会として、大規模災害に備えた安全確保の推進や災害からの早期の復旧・復興を図るため、以下のとおり提言します。

1 ブロック塀等の安全対策

(1) 学校施設のブロック塀等の安全対策の支援

学校施設のブロック塀等の安全対策について、早急に財源を確保するとともに優先採択事業に位置づけること。また、交付金の算定割合の引上げや補助対象事業費の下限額（1校当たり400万円以上）の撤廃、緊急な工事や過年度に支出した調査費用等についても補助対象となるよう柔軟な対策を講じること。

(2) 学校施設以外の公共施設のブロック塀等の安全対策の支援

学校施設以外の公共施設のブロック塀等の撤去・改修などの安全対策について、各自治体における取組みが推進されるよう、国の施策における防災上の配慮事項にするとともに、財政支援を含め、対策を講じること。

(3) 民間所有のブロック塀等の安全対策の新たな助成制度

民間所有のブロック塀等の安全対策について、各地方公共団体が実施する助成制度にかかる財源を安定的に確保するとともに、利用しやすく所有者の負担を更に軽減する新たな助成制度を構築する等の対策を講じること。

2 災害救助法における救助範囲の拡大

罹災証明書は、災害救助法で「救助」として規定されている被害住宅の応急修理、生活必需品の給与又は貸与、応急仮設住宅の供与などの実施に不可欠であるため、その交付等罹災証明関連業務も災害救助法又は同法施行令に規定する救助の種類に加えること。

3 被災者の生活再建支援制度の見直し

支給対象者を全壊、大規模半壊に限定せず、半壊、更には一部損壊のうち、障害者手帳所有者を含む世帯、ひとり親世帯又は市町村民税非課税世帯といった特に配慮を必要とする世帯、被害の程度が大きい世帯及び宅地被害についても支援金の支給対象とすること。

4 統一的な被災者支援システムの導入

自治体間における円滑な応援及び受援による迅速な被災者支援等を行うために住家被害認定調査や罹災証明書の発行、被災者の情報管理（被災者台帳の整備）に活用できる全国統一的なシステムを導入すること。

5 災害に強いまちづくりの推進

(1) 上下水道施設等の耐震化に対する支援

上下水道管路・施設や道路、公営ガス管路等の耐震化を推進するため、技術的支援や必要な財政支援を行うこと。

(2) 電気・ガス等民間事業者に対する指導

管路や施設の耐震化などによるガス・電気等ライフラインの更なる強靭化を指導・監督すること。

(3) エレベーターの地震時管制運転装置の設置促進

地震発生時、エレベーター内に閉じ込められる者を減少させるために、2009年に設置が義務付けられた地震時管制運転装置の設置の更なる促進に必要な措置を講じること。

6 適切な情報提供などの推進

(1) 訪日外国人旅行者等の安全確保に対する適切な情報提供

増加する訪日外国人旅行者等及び障害その他の理由により、必要な情報を円滑に提供できない方の安全を確保するため、適切な情報提供の推進を図ること。

(2) SNS等による誤った情報の拡散への対策の充実

SNS等による誤った情報の拡散による混乱を回避するため、災害時に信頼できる情報の収集や提供の在り方について検討すること。

7 帰宅困難者対策の充実

(1) 一時滞在施設の確保等の推進

帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保のため、備蓄物資確保の推進に係る財政支援を行うこと。併せて、一時滞在施設の運営に関し、施設管理者の責任範囲についてより明確にする必要があり、法制度上の担保も含めそのルール作りを行うこと。

(2) 鉄道等の適切な運行情報の提供

災害時の鉄道等の運行に関して、JR や私鉄等の路線を網羅した情報等の発信の在り方について、国においても検討すること。

**平成30年7月23日
指 定 都 市 市 長 会**

性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度を含めた 取組の強化に関する指定都市市長会要請

国における性的少数者への取組として、平成 22 年 12 月に閣議決定された第 3 次男女共同参画基本計画において、「性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要である」という基本的な考え方が示され、第 4 次男女共同参画基本計画では、内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省等の関係府省が担当府省とされた。

各自治体においては、東京都渋谷区で渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例が平成 27 年 4 月に施行され、同年 11 月に「パートナーシップ証明制度」が日本で初めて導入された。引き続き、東京都世田谷区、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市、札幌市、福岡市及び大阪市も「パートナーシップ制度」を導入し、さらに千葉市、さいたま市などが導入を検討しており、全国的な広がりを見せてきている。

このような状況を踏まえると、国は、既にパートナーシップ制度を導入している自治体の制度と整合を図りながら、当事者が居住する地域に関わらず、あらゆる性別、性的指向、性自認、性表現が尊重されるよう社会環境の整備に取り組むとともにパートナーシップ制度を含めた性的少数者への理解促進や自治体の取組を促進するような支援を行うことが必要と思われる。

平成 26 年 12 月にはオリンピック憲章に、性的指向による差別禁止が盛り込まれており、東京 2020 大会開催地の日本でも喫緊に取り組むべき課題と考える。

誰もが互いの多様性を認め合い、それぞれの人権を尊重しあえる社会の実現を目指し、国として次の事項に早期に取り組むよう、指定都市市長会として強く要請する。

1. 各府省が所管している性的少数者に係る様々な施策を総合的に調整し、一元管理する組織を明確にすることにより、国としての取組を強化すること。
2. 国として、性の多様性を認め合う社会の実現に向けて、先行自治体の取組事例や意見等を踏まえ、性的少数者への理解促進や取組の強化に関する取組方針を示すこと。

**平成 30 年 7 月 23 日
指 定 都 市 市 長 会**

「国際的なスポーツ大会の誘致」に関する指定都市市長会要請

国際的なスポーツ大会については、身近な地域での開催により市民のスポーツに対する関心を高め、スポーツをする動機付けや競技力向上への意識高揚につながることに加え、人が集まり、動くことで、地域経済への波及効果や地域全体の賑わいの創出などが期待できることから、指定都市を始め各都市において、競技施設や交通網、宿泊施設等を整備し、積極的に誘致に取り組んでいる。

また、国においても、昨年3月に策定した第2期スポーツ基本計画において、スポーツを通じた地域活性化を掲げ、スポーツ目的の訪日外国人旅行者数を250万人程度、スポーツツーリズム関連消費額を3,800億円程度に増加させ、スポーツによるまちづくり・地域活性化の推進主体である地域スポーツコミッショナの設置数を170に拡大することを目指しているところである。

そこで、各都市が地域活性化の観点から国際的なスポーツ大会を誘致するにあたり、国も積極的に関与し、開催が促進され、円滑な大会運営がなされるよう、次のとおり、適切な措置を要請する。

- (1) 中央競技団体等に対して、主体的に大会をより多く誘致するよう積極的に働きかけるとともに、現行の助成制度について、各都市における誘致の取組が生かされるよう拡充を図ること。
- (2) 例えば、出入国時の対応における相談窓口を国に設置するなど、各都市における誘致活動から、開催決定後の大会運営までの継続的な支援を講じること。

**平成30年7月23日
指 定 都 市 市 長 会**

地域における外国人材の更なる活躍に向けた取組の推進に関する 指定都市市長会提言

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」においては、生産性向上や国内人材の確保とともに、移民政策とは異なるものとして、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる新たな在留資格を創設することとされた。

国において、新たな在留資格の創設による外国人材の受入拡大に向けた検討が進められる中、大都市においても、人口減少社会の到来や超高齢社会の進展などの直面する課題を乗り越え、持続可能な成長を実現していく上で、地域経済を支える中小・小規模事業者などにおける人手不足の解消が、喫緊の課題となっている。

また、外国人材が地域社会で活躍するための環境整備として、地域における情報提供や相談対応等の在住外国人の暮らしの中での多様なニーズへの対応、日本語支援や地域コミュニティとのつながり支援などを更に進めていくことも求められている。

出入国管理は国の専権事項であるが、それは受け入れ後の社会統合政策とともに進められるべきである。

のことから、国における新たな在留資格の創設の制度設計等に当たっては、指定都市をはじめ地方自治体の実情をふまえ、地域における外国人材の更なる活躍を推進していく視点から検討するよう、以下の項目について提言する。

1 中小・小規模事業者における外国人材の受入拡大

- (1) 大学や専門学校等に在籍している外国人留学生は、中小・小規模事業者にとって貴重な人材となる可能性があることから、大学等、企業、経済団体、地方公共団体が連携して留学生の就職・定着を図る取組などに対する支援を拡充すること。
- (2) 情報通信業・建設業・製造業など、高い専門性や技能等を有し、事業活動の中核を担う人材の不足が深刻な業種において、非上場企業に就労する際の在留資格申請の手続きを簡素化するなど、中小・小規模事業者による一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材の受入・育成の拡充に取り組むこと。
- (3) 大都市部において深刻な人手不足が顕著な介護分野については、介護福祉士の資質の担保を図るための育成支援を充実させるとともに、介護福祉士国家試験の試験回数の拡大など、介護福祉士の資格が取得しやすくなるよう試験制度を見直すこと。また、介護福祉士を目指して来日した外国人留学生の人材確保を図るため、2022 年度以降における外国人留学生の准介護福祉士が介護できる環境を整備すること。

2 地域における生活環境整備や地域コミュニティとのつながり支援と推進組織の設置

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で掲げられた「生活ガイダンスの実施、住宅の確保、生活のための日本語習得、相談・苦情対応、各種行政手続に関する情報提

供などの支援を行う仕組み」の構築など、地域における生活環境整備や地域コミュニティとのつながり支援の充実に向けては、地方自治体やNPO・市民ボランティアの活動など、地域の実情に応じた様々な取組が行われている。

のことから、地方自治体の意見をふまえ、国において外国人政策を総合的に調整・推進する組織を設置し検討を進めるとともに、必要な財政措置を講じること。

**平成30年7月23日
指 定 都 市 市 長 会**

憲法における地方自治規定のあり方等に係る指定都市市長会提言

地方自治法の施行から 70 年が経過し、昭和 22 年 8 月に 10,505 あった市町村は、昭和、平成の大合併を経て、現在、1,718 まで減少している。また、都道府県と市町村の事務分担についても、地方分権改革の推進、市町村合併の進展によって大きく変化している。

指定都市など人口規模の大きな市を包括する都道府県と小規模な市町村を多く包括する都道府県とでは、市町村の補完をはじめ都道府県が処理する事務の領域や役割が異なっている。

しかし、憲法改正議論など、国や地方の統治機構の議論においては、基礎的な地方公共団体とそれを包括する広域的な地方公共団体の二層制を前提としているものが多い。一方で、人口減少社会の到来と超高齢社会の進展、医療・介護ニーズの急増、社会資本の老朽化、災害対応力の強化など複雑多様な行政課題に対応していくためには、都道府県・市町村のあり方を見直し、それぞれの地域に応じた行政基盤の構築が求められる。

これまで、指定都市市長会では、道州制を視野に入れつつ、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を提案している。

都道府県・市町村の役割が多様化している中で、今後の地方自治制度の議論に当たっては、都道府県や大都市のあり方も含めた検討を行うことが必要であることから、下記のとおり提言する。

記

憲法における地方自治規定及び地方自治制度のあり方の検討に際しては、道州制も視野に入れつつ、基礎的な地方公共団体とそれを包括する広域的な地方公共団体の二層制を前提とした議論に留まることなく、特別自治市制度などそれぞれの地域の特性に応じた多様な地方自治制度を選択できるようにすること。

平成 30 年 7 月 23 日
指 定 都 市 市 長 会

路線バス等の地域公共交通の維持・確保に向けた指定都市市長会提言

路線バスは、市民の暮らしを支える重要な交通手段であり、将来にわたり維持していくことが必要であるが、モータリゼーションの進展等による利用者の減少や運転手不足に伴う廃止・減便など衰退し続けているのが実態となっている。

各自治体においては、その対応策として、運行費用に対する助成や、コミュニティバス、デマンド型乗り合いタクシー、公共交通空白地有償運送の導入などを行っているものの、今後、人口減少が進行する中、厳しい財政事情や事業者間の競争の激化、運転手不足等により、衰退の範囲はますます大きくなることが予想され、交通手段が確保できなくなる恐れがある。

のことから、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の枠組みの活用等により、行政、交通事業者、地域住民が、相互に協調しながら、それぞれの役割を果たしていくことを前提としつつも、採算性の確保が困難であっても地域にとって必要な路線が数多く存在するなど、地域の実情を踏まえ、路線バス等の地域公共交通網の維持・再生を図るため、以下のとおり提言する。

人口減少・高齢化社会において、安全かつ利便性の高い公共交通サービスを安定的に確保するための制度について、地域公共交通の特性を踏まえて過度な競争の抑制や財源のあり方を含めて検討すること。

平成30年7月23日

指 定 都 市 市 長 会